

令和2年度3月補正予算案の概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長期間及び宣言解除後の段階的緩和期間に実施する営業時間の短縮要請に応じた事業者に「協力金」を交付するとともに、医療従事者等に対するワクチン接種体制を整備するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	補正予算額			3月現計 予算額	(参考) 2年度3現/ 元年度3現
		その4 (3月補正その1)	その5 (3月補正その2)	計		
一般会計	25,719.17	659.95	7.00	666.95	26,386.13	141.7
特別会計	21,208.81	—	—	—	21,208.81	102.8
企業会計	1,489.88	—	—	—	1,489.88	130.8
計	48,417.87	659.95	7.00	666.95	49,084.83	121.5

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	補正予算額			3月現計 予算額
		その4 (3月補正その1)	その5 (3月補正その2)	計	
国庫支出金	7,477.86	646.78	7.00	653.79 ^{※1}	8,131.65
繰入金	581.85	13.16	—	13.16 ^{※2}	595.02
その他	17,659.44	—	—	—	17,659.44
計	25,719.17	659.95	7.00	666.95	26,386.13

※1 国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は646.78億円
(協力要請推進枠分:522.65億円、即時対応分:124.13億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

[その4 (3月補正予算案その1)]

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第7弾) 659億9,525万円

緊急事態宣言の延長期間及び宣言解除後の段階的緩和期間に実施する県からの営業時間の短縮要請に協力した飲食店等に対して、協力金を支払う。

【参考：営業時間の短縮要請の期間・内容等】

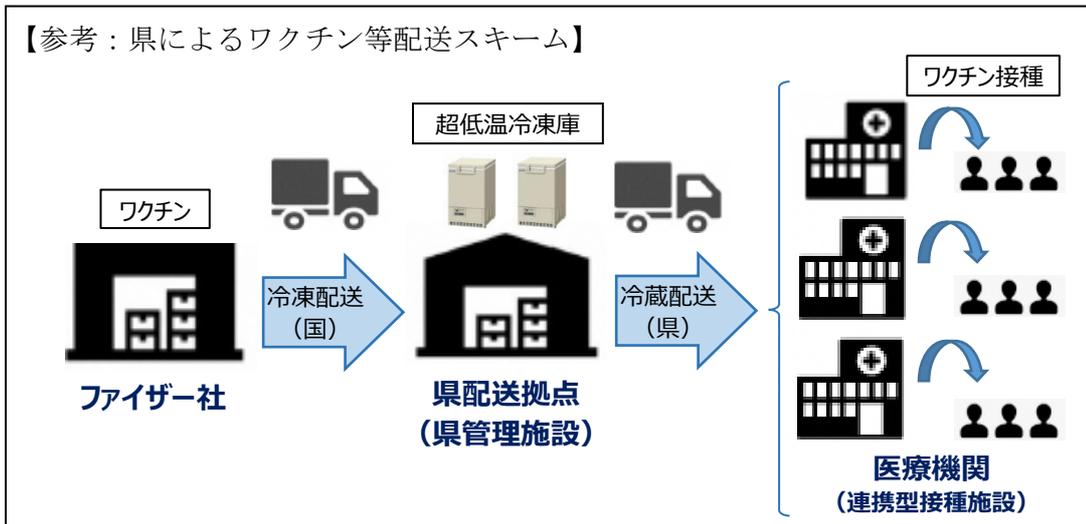
	令和3年3月8日～3月21日 (緊急事態宣言延長期間)	令和3年3月22日～3月31日 (宣言解除後の段階的緩和期間)
対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※ 「感染防止対策取組書」等の掲示及びマスク飲食の推奨が交付要件	
要請内容	5時から20時までの時短営業 (酒類提供は19時まで)	5時から21時までの時短営業
交付金額	6万円/1日・1店舗 (最大84万円)	4万円/1日・1店舗 (最大40万円)
申請受付開始時期	時短営業期間終了後、速やかに開始予定	

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

[その5 (3月補正予算案その2)]

一部 ㊦ ○ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費 7億 70万円

医療従事者等が迅速かつ円滑にワクチン接種を受けられるようにするため、県が選定した医療機関(連携型接種施設)へのワクチン等の配送体制を整備する。



[健康医療局医療危機対策本部室ワクチン接種担当課長 電話 045-285-1037]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252